

## 参考資料

### 自治会町内会と民生委員・児童委員による個人情報の取扱いについて

#### 1 個人情報の保護に関する法律の適用範囲

義務規定の対象となるのは、5,000人を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者（法第2条第3項、施行令第2条）。

#### ポイント1 ほとんどの自治会町内会は個人情報保護法の対象外

事業活動として利用する個人情報が5,000人を超えない場合は、法の規制の対象外となります。

#### 2 自治会町内会で個人情報を取り扱う場合の注意点

（市民生活における個人情報保護Q&A Q5、Q7、地域活動者のための個人情報の手引き 3つのポイント）

#### ポイント2 規制の対象外でも個人情報保護法の趣旨を踏まえた適切な取扱いを

- (1) 利用目的を特定させる（参考：個人情報保護法第15条関係）
- (2) 目的を超えて情報を取り扱うことはしない（参考：個人情報保護法第16条関係）
- (3) 利用目的を本人に伝える（参考：個人情報保護法第18条関係）
- (4) 本人同意を得ずに情報を第三者に提供しない（参考：個人情報保護法第23条）
- (5) 利用方法のルールを明確にする

#### 3 横浜市個人情報保護条例の適用範囲

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市が保有する個人情報の本人開示等の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適性かつ公正な運営を図ることを目的とする（条例第1条）。

#### ポイント3 原則として自治会町内会や民生委員・児童委員は条例の対象外

自治会町内会の会員や民生委員・児童委員は市職員ではないため、「実施機関」としての責務を負うことはありません。

#### 4 民生委員・児童委員の守秘義務と自治会町内会との情報共有

個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない（民生委員法第15条）。

#### ポイント4 本人同意を得れば、個人情報を自治会町内会に提供することができる

民生委員・児童委員には守秘義務があります。ただし、民生委員・児童委員として支援している人の利益になると判断した場合に、本人に了承を得た上で、「災害時要援護者」や「ひとり暮らし高齢者」の個人情報について、自治会町内会に提供することができます（民生委員・児童委員、主任児童委員 活動ガイドライン Q3）。

#### 〈参照〉

- 個人情報の保護に関する法律
- 個人情報の保護に関する法律施行令
- 横浜市個人情報の保護に関する条例
- 市民生活における個人情報保護Q&A（横浜市個人情報保護審議会）
- 地域活動者のための個人情報の手引き（横浜市社会福祉協議会・横浜市健康福祉局）
- 民生委員・児童委員、主任児童委員活動ガイドライン（横浜市健康福祉局地域支援課）



## よこはま地震防災市民憲章

## ～私たちの命は私たちが守る～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人があることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成 25 年 3 月 11 日制定



## よこはま地震防災市民憲章（行動指針）

## （備え）

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも 3 日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

## （発災直後）

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

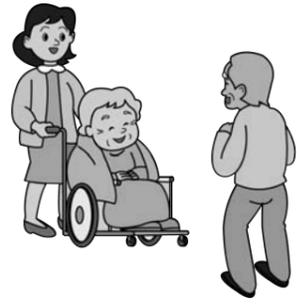
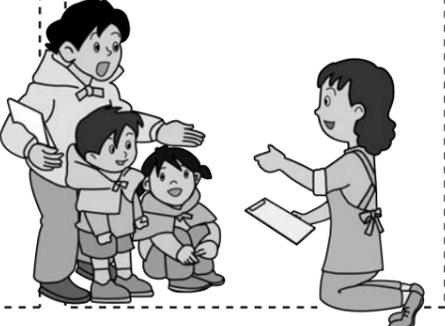
## （避難生活）

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

## （自助・共助の推進）

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

ご存知ですか？ 地域の見守り活動例

<p><b>交 流</b></p> <p>みんなでおしゃべりして、楽しく過ごしたいねえ。子どものこと聞いてみたいな。</p> 	<p><b>【ウォーキング・グループ、サークル】</b> ウォーキングを通じ、健康づくりや仲間づくりなどを楽しむサークルやグループ</p>	<p><b>【地域サロン】</b> 誰でも参加できる交流の場（お茶のみサロンなど）</p>	<p><b>【子育てサロン】</b> 未就学の子どもとその親が集まり、仲間づくりや情報交換ができる場</p> 		
<p><b>訪 問</b></p> <p>蛍光灯の交換をお願いしたよ。本当に助かったよ。</p> 	<p><b>【支えあい活動（グループ）】</b> 高齢者や障害のある方のゴミ出しや庭木の手入れなど、家事のお手伝いをお願いできる活動グループ ※区全域で活動するグループと地区限定のグループがあります。</p>	<p><b>【配食サービス（グループ）】</b> 外出することが難しい高齢者を対象に、週1回程度、お弁当を届ける活動グループ</p> 	<p><b>【民生委員・児童委員】</b> 悩み事や心配事の相談から、地域活動、専門機関の紹介や情報提供まで…心強い地域の相談役</p>	<p><b>【主任児童委員】</b> ちょっとした子育ての相談から子どもの成長とともに見守る活動まで…子育てを応援する心強い地域の相談役</p>	<p><b>【子育てサポートシステム】</b> 「子育てのお手伝いを希望する人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員として登録し、会員間で子育ての援助活動をするシステム</p>
<p><b>相 談</b></p> <p>身近に相談ができる人がいると、安心ですね！</p> 	<p><b>【子育て支援者による相談】</b> 子育ての知恵袋を持った子育ての先輩ママが、悩んでいることを一緒に考える相談の場</p> 		<p>まずは声をかけてください。 お家に訪問することもできます。</p> 		

※点線囲みの活動：主に子育て支援の活動を意味しています。 注意：お住まいの地区により、名称・活動内容が異なることや利用が難しい場合もあります。

●誰でも、いつでも、負担なくできる「さりげない見守り」3つのポイント

**ポイント1** 日常の「あいさつ」「声かけ」

「あいさつ」「声かけ」は「気にかけていますよ」というサインです。



**ポイント2** ちいさな「気づき」

お隣の「このはさん」最近、元気がないなあ。ひょっとしたら、体調が悪かったり、悩み事があるかもしれないなあ…。



このようなことはありませんか？

- 最近元気がない。様子がなんとなくおかしい。
- 最近姿をみかけない。
- 新聞や郵便物がたまっている。
- 洗濯物が干しっぱなしになっている。
- 日中でも雨戸が閉まりっぱなし、あるいは夜になっても閉まらない。
- 庭や家屋の手入れがされなくなった。
- いつも子どもの泣き声や親の怒鳴り声が聞える。など

**ポイント3** 連絡・相談

「ちいさな気づき」をそのままにせず、連絡や相談へつなげましょう！



地域で使われているカード

災害発生時に一人で避難が難しい方や救出・避難誘導が必要とされる方々を、あらかじめ把握しておくために使われている「カード」をご紹介します。

1 瀬谷区防災支えあいカード

**瀬谷区防災支えあいカード**

自治会整理欄

〇〇自治会会長様

私は、防災支えあいカードの趣旨(目的)に同意し、自治会が、下記の個人情報を災害時に活用することを、世帯を代表して承諾します。

(同意署名欄)

平成 年 月 日 区 班 氏名

【住所】 瀬谷区

【電話番号】 045 ( )

**I 家族構成**

同居家族氏名	性別	年齢	同居家族氏名	性別	年齢
1	男・女	4		男・女	
2	男・女	5		男・女	
3	男・女	6		男・女	

**II 災害時支援を希望する要援護者がある場合は以下1~3を記入して下さい**

**1. 災害時、支援が必要な人(同居家族又は本人)**

対象者氏名	年齢	身体の状態など	避難勧告等の情報連絡方法
			戸別訪問 : 電話 【FAX】045 ( ) 【携帯電話・メール】
			戸別訪問 : 電話 【FAX】045 ( ) 【携帯電話・メール】

**2. 災害時、緊急な連絡をして欲しい人(親族等)**

連絡先氏名	関係	住所又は勤務先	電話番号

**3. 災害時、手助けをして頂けるご近所の人**

ご近所の氏名	区・班	関係	電話番号
			045 ( )
			045 ( )

親しくしているご近所の方を記入して下さい。又どの様な支援が必要か等十分に話し合い、記載する事に対し了解を得てください。

**III 同居家族で災害時資格・特技・機材等が提供できる方は記入してください**

氏名	資格・特技等	提供できる機材等

2 会員カード

〇〇自治会  
**「会員カード」**

様式 1  
整理番号\_\_ブロック\_\_班

〇〇自治会 会長 〇〇様

私は、「会員カード」の趣旨に同意し、〇〇自治会が下記の個人情報を災害時及び緊急時に活用することを世帯を代表して承諾します。

(同意署名欄)

平成 年 月 日 氏名

【住所】 (建物名)  
瀬谷区 町 番地 ( )

【電話】 045 ( ) 携帯電話

**①家族名簿**

(フリガナ)	氏名	性別	生年月	要援護 携帯電話
1		男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話
2		男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話
3		男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話
4	( )	男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話
5	( )	男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話
6	( )	男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話
7	( )	男・女	大昭平 年 月生	要援護 携帯電話

**②緊急時、ご親族及びご友人等の連絡先**

	ご関係	ご連絡先(住所、勤務先等)	電話
1		(昼間)	
		(夜間)	
2		(昼間)	
		(夜間)	
3		(昼間)	
		(夜間)	

**③災害時に労力や資材が提供できる方は記入してください。**

氏名	資格	資材

### 3 要援護者聞き取り票 (民生委員用)

**部外秘** 要援護者聞き取り票 (民生委員用)

		整理番号			
ふりがな		生年月日・性別	( 年 月 日生 ) 男・女		
要援護者氏名		災害時に避難支援・緊急援護を必要とする方の状態 <高齢要介護者(要介護 )・ひとり暮らし高齢者・障害者(障害程度区分 )・視覚障害・聴覚障害・難病患者・その他(>			
住所		TEL/FAX			
家族構成・同居の状況等					
緊急時の家族・知人等の連絡先					
ふりがな	関係	住所	TEL等	自宅勤務先携帯	— —
氏名	( )				— —
ふりがな	関係	住所	TEL等	自宅勤務先携帯	— —
氏名	( )				— —
避難勧告の伝達等を含め避難支援をしてくださる方はいますか。 いる ・ いない					
ふりがな	関係	住所	TEL等	自宅勤務先携帯	— —
氏名	( )				— —
ふりがな	関係	住所	TEL等	自宅勤務先携帯	— —
氏名	( )				— —
災害が発生した時、どのような支援が必要ですか。 避難勧告等の伝達 ・ 避難所までの同行 避難支援(具体的に: ) その他( )					
避難に際し、心配なことはありますか。 移動困難(寝たきり ・ 車椅子移動 ・ 杖歩行 ・ その他: ) その他( )					
日ごろの防災対策について、相談したいことはありますか。 ある ・ なし					
【特記事項】					
* 施設に入居している場合には、入居先を記入してください。(施設名: )					
【要援護者聞き取り票の趣旨】 災害発生時に、要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が地域の助け合いのもとに、円滑に進むように、民生委員があらかじめ把握するものです。 聞き取り票の情報は災害発生時に、必要に応じて救援支援活動に利用します。					

\*自治会町内会が「まちの防災知恵袋」に取り組んでいる場合には、「防災支えあいカード」の提出を勧奨しましょう。

参考資料

### 4 おとなり場カード

**災害時安否確認カード「おとなり場カード」について**

災害時に避難や安否確認がスムーズに行われるためには、近隣の助け合いが最も重要であることは近年の震災現場で実証済です。

壊れた家から救い出しをしたのは消防や救援隊ではない近隣住民、避難困難な人の安否を確認し避難させたのも近隣住民。いざとなった時、近隣の助け合いが如何に大切かを改めて感じさせられます。

谷戸自治会では、全ての会員の皆さんが無事に避難できますようにと、自治会単位ではなく、一番身近な単位である「組」毎の避難活動を実践することにしました。

まず組毎に身近で安全な避難場所(駐車場、お墓、公園、畑、空き地等々)を決めそこを「おとなり場」とします。組の会員の中から「おとなり場リーダー」を決めます。この「おとなり場リーダー」が別紙の「おとなり場カード」等を保管し、カードに基づき組内の会員の安否確認等を行います。手助けが必要な人や避難していない人をいち早く把握し、皆で助けることが出来ます。このカードは、日頃の見守り合いにも必要となります。ご協力下さい。

月 日のリーダー会議に提出頂きます。リーダーさんが取りに伺いますのでご記入下さいます様お願い致します。

**お とな り 場 カ ー ド**

このカードは、地震・火事などの災害が発生した時に、皆さんの状況を確認し、救助のために使用するものです。

おとなり場リーダー ○○ ○○ おとなり場 ○○マンション駐車場  
○ブロック ○組 自宅以外の連絡先電話番号000-000-0000

在住者名	在宅の状況 (在宅=○ 不在=×)				幼児	65歳以上	避難時に 手助けが 必要な人	災害時の状況
	平日 昼間	平日 夜間	休日 昼間	休日 夜間				

1. カードは住居毎に作成します。従って2世帯が同居している場合も全員を1枚のカードに記載します。
2. 「在宅の状況」は通常、主としている状況を基準にします。
3. 「災害時の状況」には何も書かないで下さい。
4. 記載の内容に変更があった場合は、新たに作成しおとなり場リーダーに提出して下さい。
5. このカードは2枚作成し、1枚は自治会に、1枚はおとなり場リーダーに提出。毎年新たに提出してください。

参考資料

5 世帯構成名簿

世帯構成名簿

〇〇会

世帯主氏名	住所	電話	
		自宅	携帯

緊急時連絡先(出来れば複数の場所を記入して下さい)

	氏名	続柄	住所	電話
1				
2				
3				

家族の状況

	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業・学年	趣味・特技
1							
2							
3							
4							
5							

家族の中で介助や介護の必要な方がおられましたら、ご記入下さい。(記入は任意です)

	氏名	歩行状況	介護保険	障害の状況
1		杖歩行・介助必要・歩行不可	要介護( )・要支援( )	級
2		杖歩行・介助必要・歩行不可	要介護( )・要支援( )	級
3		杖歩行・介助必要・歩行不可	要介護( )・要支援( )	級

※当てはまる所を○で囲む、及び記入をお願い致します

その他、町内会にご要望やご相談等がありましたら、ご記入下さい。

瀬谷区地域の見守り・防災体制等検討委員会

委員(敬称略)

瀬谷第二地区連合自治会長	網代 宗四郎
瀬谷第四地区連合自治会長	小野 栄一
瀬谷区民生委員児童委員協議会会長	福田 愛一郎
瀬谷区民生委員児童委員協議会副会長	清水 靖枝
南瀬谷地区社会福祉協議会会長	林 茂
旧日向山小学校地域防災拠点運営委員会委員長	後藤 徹也
障害者地域活動ホーム せや福祉ホーム施設長	津田 秀幸
市立原小学校 校長	平川 一博
副区長	小室 徹
福祉保健センター担当部長	井原 周二

アドバイザー

(株)地域計画研究所 代表取締役	内海 宏
------------------	------

